

《介護保険給付対象サービス及び食費、居住費》

別表 1

令和3年8月1日～の基本料金表（概算）です。※介護サービス費は「地域区分7級地（1単位：10,14円）」、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを含みます。

	段階	単位数	介護サービス費	食費	居室料	一日あたり	31日利用
要介護1	第1段階	731	742円	300円	820円	1,862円	57,701円
	第2段階			390円	820円	1,952円	60,491円
	第3段階①			650円	1,310円	2,702円	83,741円
	第3段階②			1,360円	1,310円	3,412円	105,751円
	第4段階			1,700円	2,500円	4,942円	153,181円
	2割負担		1,483円	1,700円	2,500円	5,683円	176,161円
	3割負担		2,224円	1,700円	2,500円	6,424円	199,141円
要介護2	第1段階	808	820円	300円	820円	1,940円	60,099円
	第2段階			390円	820円	2,030円	62,889円
	第3段階①			650円	1,310円	2,780円	86,139円
	第3段階②			1,360円	1,310円	3,490円	108,149円
	第4段階			1,700円	2,500円	5,020円	155,579円
	2割負担		1,639円	1,700円	2,500円	5,839円	180,957円
	3割負担		2,458円	1,700円	2,500円	6,658円	206,335円
要介護3	第1段階	888	901円	300円	820円	2,021円	62,638円
	第2段階			390円	820円	2,111円	65,428円
	第3段階①			650円	1,310円	2,861円	88,678円
	第3段階②			1,360円	1,310円	3,571円	110,688円
	第4段階			1,700円	2,500円	5,101円	158,118円
	2割負担		1,801円	1,700円	2,500円	6,001円	186,035円
	3割負担		2,702円	1,700円	2,500円	6,902円	213,953円
要介護4	第1段階	967	981円	300円	820円	2,101円	65,106円
	第2段階			390円	820円	2,191円	67,896円
	第3段階①			650円	1,310円	2,941円	91,146円
	第3段階②			1,360円	1,310円	3,651円	113,156円
	第4段階			1,700円	2,500円	5,181円	160,586円
	2割負担		1,961円	1,700円	2,500円	6,161円	190,971円
	3割負担		2,942円	1,700円	2,500円	7,142円	221,357円
要介護5	第1段階	1042	1,057円	300円	820円	2,177円	67,471円
	第2段階			390円	820円	2,267円	70,261円
	第3段階①			650円	1,310円	3,017円	93,511円
	第3段階②			1,360円	1,310円	3,727円	115,521円
	第4段階			1,700円	2,500円	5,257円	162,951円
	2割負担		2,113円	1,700円	2,500円	6,313円	195,701円
	3割負担		3,170円	1,700円	2,500円	7,370円	228,451円

【第1～3段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示することが必要です。

《介護保険給付対象サービス加算》

別表 2

令和 3 年 8 月 1 日～の概算です。利用日数により若干の増減があります。※加算料金は「地域区分 7 級地（1 単位：10,14 円）」、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを含みます。

加算項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担	算定	備考
初期加算	30	¥34	¥67	¥101	日	入居後、又は 1 ヶ月以上の入院後、退院し、再入居した日から 30 日間のみ
安全対策体制加算	20	¥23	¥45	¥67	1 回	研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合
①日常生活継続支援加算Ⅱ	46	¥52	¥104	¥156	日	入居者 6 名に対し、常勤換算で 1 名の介護福祉士を配置、(テクノロジーを活用した機器を活用した場合入居者 7 名に対し、常勤換算で 1 名の介護福祉士) かつ算定前 6 ヶ月又は 12 か月の新規ご入居者の内、下記いずれかの要件を満たす ① 要介護度 4・5 の割合 70%以上 ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa 以上の割合 65%以上 ③ たんの吸引等が必要なご入居者の割合が 15%以上
①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	¥26	¥51	¥76	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 80%以上または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合
①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	¥20	¥39	¥58	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上の場合
①サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	¥6	¥12	¥18	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上または、常勤の職員の割合が 75%以上、または勤続 7 年以上の職員の割合が 30%の場合
看護体制加算(Ⅰ)イ	12	¥14	¥27	¥40	日	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	23	¥27	¥53	¥79	日	看護職員を常勤換算方法で 2 名以上配置し、かつ、病院、看護師と 24 時間連絡がとれる体制を確保している場合
②夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46	¥52	¥104	¥156	日	夜勤を行う職員が基準より 1 名以上上回っている場合

②夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61	¥68	¥136	¥204	日	夜勤を行う職員（看護師又は喀痰吸引できる介護職員が配置）が基準より1人以上上回っている場合
③生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	¥112	¥223	¥335	月	リハビリを行っている事業所等のP T、O T、S T、医師等が訪問せずICTなどを活用し施設職員と共同で、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合
③生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	¥226	¥451	¥676	月	リハビリを行っている事業所等のP T、O T、S T、医師等が訪問し施設職員と共同で、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	¥14	¥27	¥40	日	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	¥23	¥45	¥67	月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練、ケアの向上を促進する場合
若年性認知症受入加算	120	¥135	¥270	¥405	日	若年性認知症者に対し、個別担当者を定め、サービス提供を行った場合
④認知症専門ケア加算Ⅰ	3	¥3	¥6	¥9	日	認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を入居者20人に対して1人以上配置し、認知症ケアの技術的指導の会議を定期的実施している場合
④認知症専門ケア加算Ⅱ	4	¥4	¥8	¥12	日	認知症専門ケア加算Ⅰを満たし、認知症介護指導者修了者を修了した者を1人以上配置し、介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成し実施した場合
認知症緊急対応加算	200	¥226	¥451	¥676	日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急にご入居した場合（7日間のみ）
外泊時費用	246	¥276	¥552	¥828	日	入院・外泊された場合、入院・外泊した日の翌日から起算して6日（1回の入院・外泊で月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度として発生。居住費は、入院・外泊中も算定期間中のみ発生。※居住費も発生します。

外泊時在宅サービス利用費用	560	¥628	¥1,256	¥1,883	日	入居者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から居宅サービスを提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11	¥13	¥25	¥37	日	入居者 50 名に対し、常勤換算で 1 名以上の管理栄養士を配置し給食管理を行い、医師等専門職が共同して作成した計画に従い、管理栄養士が食事の管理を週に 3 回以上行う場合
療養食加算	6	¥6	¥12	¥18	食	療養食を提供した場合
再入所時栄養連携加算	200	¥226	¥451	¥676	回	医療機関に入院し、施設利用時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に施設管理栄養士が栄養指導に同席し、医療機関の管理栄養士と相談し栄養ケア計画の原案を作成した場合
経口移行加算	28	¥32	¥63	¥95	日	経管摂取から経口摂取への移行を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
経口維持加算Ⅰ	400	¥449	¥897	¥1,345	月	摂食機能障害や誤嚥を有する方に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、専門職が共同して会議を行い、栄養管理を実施した場合
経口維持加算Ⅱ	100	¥112	¥223	¥335	月	経口維持加算Ⅰを算定し、協力歯科医院を定め、歯科医、歯科衛生士等が会議に加わった場合
⑤口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	¥101	¥201	¥301	月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合
⑤口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	¥124	¥248	¥372	月	口腔衛生管理加算（Ⅰ）を算定し、算定している入所者について、口腔衛生の管理に係る計画の内容等を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理、ケアの向上を促進する場合
⑥ADL 維持加算（Ⅰ）	30	¥34	¥67	¥101	月	Barthel Index を職員が評価し、ADL 値を測定。測定結果を厚生労働省に提出 6 か月後に ADL が改善した場合
⑥ADL 維持加算（Ⅱ）	60	¥67	¥134	¥201	月	Barthel Index を職員が評価し、ADL 値を測定。測定結果を厚生労働省に提出 6 か月後に ADL がより改善した場合

自立支援促進加算	300	¥337	¥674	¥1,010	月	医師が入居者ごとに必要な医学的評価を行った上で、6ヵ月一回見直しを行い支援計画の策定等に参加し、3ヵ月に1回は支援計画書を見直した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	¥3	¥6	¥9	月	入居者毎の褥瘡リスクの評価を3ヵ月に1回に行い、専門職が共同で褥瘡ケア計画を作成、評価の結果を踏まえ、計画を見直ししている場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	¥15	¥29	¥43	月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を算定し、算定している入居者について、発生予防、状態改善等の評価を厚生労働省に提出し、褥瘡管理、ケアの向上を促進し、褥瘡リスクがある入居者に褥瘡が発生しなかった場合
⑦排せつ支援加算（Ⅰ）	10	¥12	¥23	¥34	月	医師、又は医師と連携した看護師が入居時に評価し、専門職が共同で、排せつについての支援計画を作成。3ヵ月ごとに見直しを行っている場合
⑦排せつ支援加算（Ⅱ）	15	¥17	¥33	¥49	月	排せつ支援加算（Ⅰ）を算定している施設等において、入居時と比較し改善している場合
⑦排せつ支援加算（Ⅲ）	20	¥23	¥45	¥67	月	排せつ支援加算（Ⅰ）を算定している施設等において、入居時と比較し要介護状態の軽減が見込まれる場合
⑧科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	¥45	¥90	¥134	月	入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
⑧科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	¥56	¥112	¥168	月	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）の要件に加え、疾病の状況の情報を厚生労働省に提出している場合
在宅入所相互利用加算	40	¥45	¥90	¥134	日	複数の入居者であらかじめ在宅期間及び入居期間(入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用していた場合
退所前後訪問相談援助加算	460	¥517	¥1,033	¥1,549	回	退居前後に相談援助を実施した場合

退所時相談援助加算	400	¥449	¥897	¥1,345	回	退居時に相談援助を実施した場合
退所前連携加算	500	¥562	¥1,124	¥1,686	回	退居前に他の事業所等との連携を行った場合
⑨障害者生活支援体制加算Ⅰ	26	¥30	¥59	¥89	日	入居している視覚障害者等が15人以上、または入居している視覚障害者等が全体の30%以上で、専従常勤の障害者生活支援員を1名以上配置した場合
⑨障害者生活支援体制加算Ⅱ	41	¥46	¥92	¥137	日	入居している視覚障害者等が全体の50%以上で、専従常勤の障害者生活支援員を2名以上配置した場合
精神科医療養指導加算	5	¥5	¥10	¥15	日	認知症の入居者が全入居者の1/3以上で、精神科医による定期的な指導が月に2回以上の場合
地配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650	¥729	¥1,458	¥2,187	回	入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、具体的な取り決めがなされ、複数名の配置医師を置く、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保し、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合
地配置医師緊急時対応加算（深夜）	1300	¥1,459	¥2,917	¥4,375	回	
看取り介護加算Ⅰ 1（45～31日前）	72	¥82	¥163	¥244	日	医師が回復の見込みがないと判断した入居者に対して、ご入居者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、介護職員が連携を保ちながら看取りをする場合
看取り介護加算Ⅰ 2（4～30日前）	144	¥162	¥323	¥484	日	
看取り介護加算Ⅰ 3（2～3日前）	680	¥763	¥1,525	¥2,288	日	
看取り介護加算Ⅰ 4（当日）	1280	¥1,435	¥2,870	¥4,305	日	
看取り介護加算Ⅱ 1（45～31日前）	72	¥82	¥163	¥244	日	医師が回復の見込みがないと判断した入居者に対して、入居者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合 ・施設内で亡くなった場合 ・複数名の配置医師がいる事
看取り介護加算Ⅱ 2（4～30日前）	144	¥162	¥323	¥484	日	
看取り介護加算Ⅱ 3（2～3日前）	780	¥875	¥1,750	¥2,625	日	

看取り介護加算Ⅱ 4（当日）	1580	¥1,772	¥3,543	¥5,315	日	・看護体制加算Ⅱを算定している事
⑩処遇改善加算Ⅰ	サービス単位数に 0.083 乗じる					
⑩処遇改善加算Ⅱ	サービス単位数に 0.060 乗じる					
⑩処遇改善加算Ⅲ	サービス単位数に 0.033 乗じる					
⑪特定処遇改善加算Ⅰ	サービス単位数に 0.027 乗じる					
⑪特定処遇改善加算Ⅱ	サービス単位数に 0.023 乗じる					
新型コロナウイルス感染症への対応の加算	基本報酬に 0.1%上乗せ（令和 3 年 9 月 30 日まで）					

- ①→いずれかひとつ ②→いずれかひとつ ③→いずれかひとつ ④→いずれかひとつ
 ⑤→いずれかひとつ ⑥→いずれかひとつ ⑦→いずれかひとつ ⑧→いずれかひとつ
 ⑨→いずれかひとつ ⑩→いずれかひとつ ⑪→いずれかひとつ

《介護保険給付対象外サービス》

別表3

令和2年9月1日～の費用となります。費用の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容代	理容・美容サービス料	実費
教養娯楽費	ご入居者が参加するレクリエーション・クラブ活動など行事における材料費等	実費
日常生活品費	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、ご入居者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費
購入代行費	日常生活品等、ご入居者、ご家族の希望・依頼により、ご入居者、ご家族が変わって、職員が購入した場合	600円/30分
特別な食事	特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	実費
おやつ代	おやつを提供した場合の費用	100円/回
健康管理費	受診、処方薬、インフルエンザ予防接種の費用等	実費
電気代	テレビ、冷蔵庫等個人専用の電気代	50円/日(1つにつき)
複写物(コピー)の交付	ご入居者、ご家族からの要望によるサービス提供についての複写代金	10円/枚
写真代	写真を印刷した場合	30円/枚
証明書等発行代	入居証明書等を発行した場合	1,000円/部
預かり金等管理費	委任事項により異なります。	①～④：50円/日 ①～⑨：100円/日

* 委任事項

- ①小口現金の出納
- ②預り金の引き出し及び預入
- ③施設利用料金及びその他自己負担金の支払い
- ④医療費に係る支払い等
- ⑤国民健康保険料及び介護保険料等の支払い
- ⑥市県民税、その他諸税の支払い
- ⑦年金等の受け取り、現状届等の手続き
- ⑧嗜好品などの臨時的な支出に伴う支払い
- ⑨預金通帳の管理